



生活指導便り

2・3学年用



令和5年4月各学年保護者会資料
あきる野市立東中学校
生活指導部

生活指導部の基本方針

今年度も「生徒主体」の取組を活性化し、主体性と自己指導能力の育成に努めるとともに、「心の力（「思いやる心」、「卑怯を許さない心」、「自分を律し立する心」）」の育成・強化に向けても教職員一同努めていきます。よろしくお願いします。

生活指導部内には、以下の方針のもと、様々な部署があります。（以下の「4 指導組織」参照）何か困ったことや悩み、心配事等ある場合は、生活指導主任または、各担当までご連絡ください。

1 東中学校の教育目標

学校経営方針

- よく考え、最後までやりぬく人
- 豊かな心をもち、思いやりのある人
- 常に自分を高めようと努力し、創造力のある人

いつでもどこでも
通用する人間

2 基本的な考え方

一人一人の生徒を「かけがえのない人間」として尊重し、あたたかな心で存在を認める。

生活指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。指導上の課題に対応するために必要に応じて指導や援助を行う。

生徒の健全な成長と自己実現を図っていくための「自己指導能力」の育成を目指し、生徒自身が自己存在感の感受ができる、自己決定の場の提供のある、共感的な人間関係の育成ができる、安全・安心な風土の醸成を図れる計画的な生活指導を行うことが大切である。【生徒指導提要 令和4年 文部科学省】

3 指導の重点

〔非行・問題行動の未然防止、自己指導能力の育成、積極的生活指導〕

1. 行事や係・委員会活動、部活動を通して自己選択や自己決定の場を意図的に与え、主体性と自信を育む。
2. 集団の中で社会性を培い、協調性と「心の力」(*)を育む。
3. 家庭・地域との連携を密に図るとともに、受容的かつ共感的姿勢で指導にあたることを心がける。
4. 自分、そして他人の命と人権を守る生徒の育成を図るとともに、安全指導を充実させる。
5. 基本的生活習慣の育成を図るとともに、規律ある生活を習得させる。

※「心の力」＝（１）思いやる心（２）卑怯を許さない心（３）自己を律し立する心

4 指導組織

校内外生活指導 ＊生活委員会	・生活指導全般、校則・内規、方針の立案 等 ◎高橋 ○宮澤 安藤 山本
安全教育	・生活安全、交通安全、災害安全全般 ◎宮澤 ○水船 高橋
部活動 ＊部長会	・部活動関係全般、ガイドライン推進、部長会運営、中体連関係 等 ◎大槻 ○山本 宮澤 水船
生徒会活動 ＊本部役員、中央委員会	・生徒会本部、中央委員会運営、生徒総会、選挙、生徒主体の推進 等 ◎伊丹 ○五味 釋迦野 高橋
教育相談・特別支援	・教育相談全般、特別支援教育推進、外部連携、不登校対策 等 ◎安藤 ○高橋 副校長 S C 松島 伊藤 大槻 藤田さ 尾暮 通級担任
道徳・人権教育	・道徳指導計画、人権教育指導計画、道徳教育推進、人権教育推進 等 ◎水船 ○松島 高橋
保健 ＊保健委員会	・保健室管理、保健指導、検査関係、感染症対策 等 ◎伊藤 ○高橋
食育・給食 ＊給食委員会	・食育推進、給食指導全般、感染症対策 等 ◎五味 ○釋迦野 高橋
美化・施設/感染症対策 美化委員会	・清掃美化活動全般、拾得物管理、リサイクル、施設管理、感染症対策 等 ◎松島 ○大槻 高橋

『教相（教育相談）』とは…

「一人一人の生徒の教育上の課題について、本人又は保護者などに、その望ましい在り方を助言するとともに、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図る」ものです。（生徒指導提要より）

1 基本方針

- (1) 長期欠席生徒とその家庭、不登校生徒とその家庭への支援の充実。【長期化への対応】
- (2) 欠席や遅刻、早退等が増え始めた生徒とその家庭への支援の充実。【早期支援】
- (3) 不登校が生じない魅力ある学校作り【未然防止】
 - ①自己理解を深めさせ、発達に即した好ましい人間関係を育てるとともに、成長への援助を図る。
 - ②自己肯定感を育むことで自己指導能力を習得させる。
- (4) 特別な教育支援が必要または、必要と思われる生徒に対して、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、ノーマライゼーション（障害のある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念）の考え方と特別支援教育の推進を図る。

2 生活指導部内の「教育相談部」の主な取扱内容

- (1) 不登校、長期欠席生徒の把握と支援・指導方法の具体化
- (2) SC（スクールカウンセラー）との連携事業
- (3) 外部との連携



教育相談部はSC、教育支援室（せせらぎ教室）、スクールソーシャルワーカー、あきる野市教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育相談所、民生児童委員、警察等との窓口となります。

『特支（特別支援教育）』とは…

「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症、高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害（PDD）等の脳機能の障害のある生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う」ものです。

1 基本方針

- (1) 学習面や行動面で特別な教育支援が必要または、必要と思われる生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 上記生徒について、保護者や教員間の共通理解を図り、支援の方法を具現化して明示することで、家庭、学校、学年、学級、教科担当者へのフィードバックを行う。
- (3) 都立特別支援学校に在籍する生徒が、居住する地域の中学校に副次的な籍をおいて交流することにより、地域とのつながりを維持・継続できるようにする。また、地域の中学校に在籍する生徒にも障がいのある生徒との交流を通じて、ノーマライゼーション（障害のある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念）の考え方を普及する。

2 生活指導部内の「特別支援教育部」の主な取扱内容

(1) 特別支援教育要配慮生徒の指導・支援方法の具体化

- ①小学校・家庭・関係機関との連携
- ②対象生徒の的確な把握のもと、具体策の検討と担任や学年との連携
- ③特別支援教育要配慮生徒リストの作成と決定
- ④個別指導計画の作成とフィードバック
- ⑤必要に応じて生徒や家庭との面談の実施



(2) 巡回相談の運営

- ・本人の困り感、保護者の相談、担任等の気付きから特別支援コーディネーターや市の教育相談所と連携し、市や都、あきる野学園の専門家による行動観察を実施する。その後、専門家の助言やアドバイスをもとに全職員への共通理解を図り、支援を進める。また、必要に応じて、本人や保護者と面談を行い、今後の方針（授業内でのTT指導、特別支援教室への入級、7組や特別支援学校への転籍、教員補助員の配置、特別支援教室への通室等）を確認する。

(3) 特別支援校内委員会の運営

- ・巡回相談で具体化した支援の成果と課題を検証し、今後のより良い具体策を検討する。また、本人や保護者の意向をもとに、「あきる野学園」への転学や「特別支援教室（拠点校は秋多中）」への入級、学級内でのTT（チームティーチング）支援を行うための「教員補助員」の配置等を行う。

(4) 副籍交流事業

- ・あきる野学園の中学部の生徒が地域指定校である東中学校での授業等の交流をし、地域とのつながりを維持、継続するとともに、特別支援教育への理解を促す。

(5) 特別支援教育研修会の企画・実施

- ・特別支援教育についての質の高い教育を目指し、職員対象の研修会を企画、運営する。各学期1回程度予定し、内容は、事例研修や個別指導計画作成研修、個に応じた支援内容等の情報交換を行う。

(6) 特別支援教室との連携

- ・3年前まで秋多中学校内に設置されていた「通級指導学級」が、2年前より「特別支援教室」として、東中学校内に設置されます。週に2回、専門の先生が来校し支援等に当たります。

ご家庭で知っておいていただきたいこと

1 いじめについて

東中学校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、週に1回、委員会を開催しています。また、「いじめ防止基本方針」を作成し、組織的対応を心がけています。（HPに「いじめ防止対策抜粋版」を掲載しています）



「いじめ」の定義（法律「いじめ防止対策推進法」より抜粋）

「いじめ」とは、『生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒との一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット上の行為も含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。』をいいます。

要するに、①「生徒どうし」であり、②「同じ社会（学校や習い事等）に属している関係であり」、③「物理的・心理的に影響を受けて」、④「心身の苦痛を感じている」人がいれば、その行為は「いじめ」に該当します。

あきる野市立東中学校学校区 いじめ撲滅宣言

私たちは、3つのことを守り、いじめ撲滅することを宣言します。

- 一、「心の力」を育てる。
- 二、一人一人の個性を大切にする。
- 三、コミュニケーションを大切にする。

平成30年度「いじめをなくそう子供会議」で決定

東中生が大事にする3つの「心の力」

- 『思いやる心』
- 『卑怯を許さない心』
- 『自分を律し、立する心』

平成28年1月8日 生徒会長

SNS 東中ルール

- 「相手のことを考えた工夫をし、読み返す」
- 「インターネット上の人を信用しすぎない」
- 「使用する目的を明確にし、自己管理する」

平成29年 全校生徒により承認 令和4年改訂

2 SNS やネットの扱いについて

情報通信機器の所持やネット・SNS 上のトラブルについて（あきる野市立東中学校「いじめ防止基本方針」より抜粋）

『情報通信機器は、家庭で買い与えている物であることから、学校での指導には限界があります。家庭における情報通信機器の管理や指導について、保護者と学校が連携・協力する必要はありますが、保護者の責任のもとで管理することが大原則です。また、トラブル等発生時は、できる限り保護者間で解決することを促します。情報通信機器は、「なくても済む」ものであり、それを買い与えるということを家庭で十分に理解し、予想される心配事や不安がある場合は、「持たせない」ことを家庭で検討する必要もあります。』



保護者の方へ

中学生の判断力や思考力等はまだまだ未熟であり、当然、大人同等の社会性等も持ち合わせていません。

私たち大人は、使用の仕方やルール、マナーを教え、危険な使い方をしていないか、間違えた使い方をしていないか、常にアンテナを高く張っておく必要があります。その上で管理をすることが大切です。また、失敗してしまった時に中学生としての責任のとり方を教えることや大人が子どもの失敗の責任をとる姿勢を見せることも大切です。

「いつでもどこでも通用する考え方・身の処し方」ができる生徒に育てるために、学校(教育)と家庭(教育)が連携、協力し、子どもの成長を支えて行けたら幸いです。

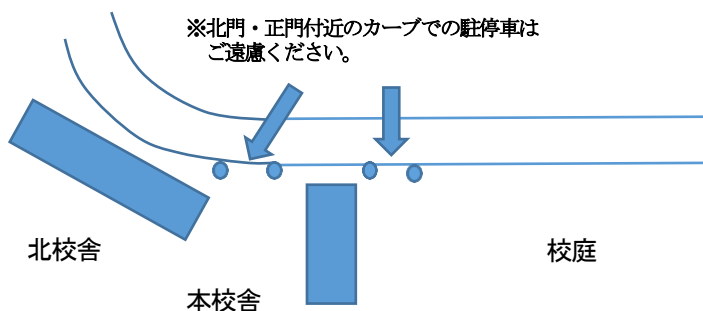
3 車での送迎について

東中学校で、安全上の観点から、以下のように車での送迎についてルールを設けています。よろしくお願いします。

ア) 学校前の道路はカーブしています。

送迎の際に路上駐車をすると後ろから来る車が追い抜く際に対向車と衝突する危険があります。

イ) 歩道は、人（生徒や地域の方）が安全に通行するために設置されています。また、自転車も徐行して通ります。十分なスペースが必要です。



4 基本的な生活について（生徒手帳から）

今年度から校則を1部変更しました。社会情勢等やこれまで東中学校の生徒が身につけてきた「主体性」を意識したものです。より個人の判断力が大切になりますのでご家庭でもご指導お願い致します。

服装・着こなし

① 通常時の標準服

	男子用	女子用
夏服	○夏用学生スラックスを着用する。 ○白のYシャツ、白か紺のポロシャツを着用する。また、ポロシャツはワンポイントまで可とする。	○膝にかかる程度の長さの夏用ジャンパースカート（グレー）を着用する。 ○白のYシャツ、白か紺のポロシャツを着用する。また、ポロシャツはワンポイントまで可とする。
冬服・防寒着	○学生服を着用し、指定のボタン、指定の裏ボタン、カラー、左襟部に校章をつける。 ○冬用学生スラックスを着用する。	○ブレザーを着用する。 ○膝にかかる程度の長さの冬用ジャンパースカート（紺）を着用する。

	☐ セーターやカーディガンは、無地で、色は紺、黒、グレーとする。また、ワンポイントまで可とする。 ☐ マフラーや手袋、コート類は、各自のロッカーで管理できるサイズのものとする。 ☐ ストッキングやタイツ等は無地でベージュ、紺、黒とする。また、ワンポイントまでは可とする。	
年間共通	☐ Yシャツ、ポロシャツの下は肌着やインナーを着用する。 ☐ Yシャツ、ポロシャツの第2ボタンからは留める。 ☐ Yシャツはスラックスにしまう。	☐ Yシャツ、ブラウス、ポロシャツの下は肌着やインナーを着用する。 ☐ Yシャツ、ポロシャツの第2ボタンからは留める。ブラウスは第1ボタンから留める。 ☐ Yシャツ、ブラウスはスカートにしまう。

② 儀式時の標準服

	男子用	女子用
夏服	☐ 夏用学生スラックスを着用する。	☐ 膝にかかる程度の長さの夏用ジャンパーコート（グレー）を着用する。
冬服・防寒着	☐ 学生服を着用し、指定のボタン、指定の裏ボタン、カラー、左襟部分に校章をつける。またホックをする。 ☐ Yシャツの袖のボタンは留める。 ☐ 冬用学生スラックスを着用する。 ☐ セーターやカーディガンは、原則、着用せず、肌着やインナーで調整する。 ☐ ストッキングやタイツ等は、原則、着用しない。	☐ ブレザーを着用する。 ☐ Yシャツ、ブラウスの袖のボタンは留める。 ☐ 膝にかかる程度の長さの冬用ジャンパーコート（紺）を着用する。
年間共通	☐ 白のYシャツとする。 ☐ Yシャツの下は肌着やインナーを着用する。 ☐ Yシャツの第1ボタンからは留める。 ☐ 靴下は白とする。	☐ 白のYシャツかブラウスとする。 ☐ Yシャツ、ブラウスの下は肌着やインナーを着用する。 ☐ Yシャツの第1ボタンからは留める。ブラウスは第1ボタンから留める。 ☐ 靴下は白とする。

③ 体育着・ジャージ

	男子用	女子用
Tシャツ・短パン	☐ Tシャツは学校指定体育着を着用する。また、紺でワンポイントまでの半袖なら可とする。 ☐ Tシャツはクルーネック（丸首）のみのデザインとする。 ☐ Tシャツの下は肌着やインナーを着用する。 ☐ 夏季は熱中症対策として短パンからTシャツを出しても可とする。ただし、指示がある場合には短パンにしまうこととする。 ☐ 短パンは学校指定体育着を着用する。また、紺か黒でワンポイントまでなら可とする。 ☐ 体育大会当日は、学校指定体育着のTシャツ・短パンを着用する。	
ジャージ・防寒着	☐ マフラーや手袋、コート類は、各自のロッカーで管理できるサイズのものとする。 ☐ 部活動で着用するウインドブレーカー等でも可とする。 ☐ ジャージの下に着用するセーターやカーディガンは、無地で、色は紺、黒、グレーとする。また、ワンポイントまで可とする。 ☐ ストッキングやタイツ等は無地でベージュまたは、紺か黒とする。また、ワンポイントまでは可とする。	

④ その他 身に付ける物（全学年共通）

外履き	体育の授業が安全に取り組めるもの（運動靴等）とし、下駄箱に入るデザインやサイズのものとする。
靴下	膝丈までの長さで無地でワンポイントまでのものを基本とする。 色は白、紺、黒、グレーとする。
ベルト	紺、黒、茶を基本とする。
通学かばん	スクールバッグやスポーツバッグ等を基本とする。

肌着・インナー・下着	見えたり、透けたりしない色やデザインの物を着用する。
上履き・体育館履き	かかとを踏まずに履く。また、かかと部分に記名をする。
マスク	原則、無地の物とする。また、ワンポイントまで可とする。

頭髪等

(1) 髪型・髪留め等	① 「社会通念上、学校生活にふさわしい髪型」を各家庭で判断する。 ② 原則、パーマは禁止とする。 ③ ラインは禁止とする。 ④ 原則、着色や染髪、脱色は禁止とする。 ⑤ 肩より長い場合は束ねる。 ⑥ 髪留めは、紺、黒、茶色のアメピンかヘアゴムとする。
(2) 爪・化粧・コンタクト	① 常に短く切っておく。 ② マニキュアは禁止とする。 ③ 原則、化粧は禁止とする。 ④ 原則、目元（まぶた、眉毛等）の加工等は禁止とする。 ⑤ カラーコンタクトは禁止とする。
(3) その他	① ピアス、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、髪飾り等のアクセサリは禁止とする。 ② 特別な事情等があり、上記を逸脱する場合は、学校に相談する。 ③ 紺のポロシャツは、2・3年生も希望すれば購入・着用することは可とする。 ④ 新体育着・新ジャージは、2・3年生も希望すれば購入・着用することは可とする。

学校生活全般

(1) 欠席について

- ① 保護者が8：10までに学校に連絡（電話か生徒手帳の提出。またはForms）する。
 ※所在が確認されるまで連絡します。

(2) 遅刻について

- ① 保護者が8：10までに学校に連絡（電話か生徒手帳の提出。またはForms）する。
 ② 登校後（8：25以降）は、職員室により、学年の先生に登校の報告をする。

(3) 早退について

- ① 保護者が8：10までに学校に連絡（電話か生徒手帳の提出。またはForms）する。
 体調不良等の場合は養護教諭や担任から早退の許可を得る。
 ② 帰宅後は、学校に帰宅の報告を電話でする。（保護者不在時は学校での留め置きもある。）

(4) 見学（体育の授業や行事等）について

- ① 保護者が生徒手帳にその旨を記入し、押印して担任または教科担当に提出する。
 ② 学校で体調不良になり見学をする時は、養護教諭に見学届けを書いてもらい提出する。
 ※ 体育の授業を見学した場合は、原則、放課後の部活動への参加はできません。

(5) 再登校について

- ① 一度帰宅し、定められた時間に登校する。（指定時間より前に学校施設内に入らない）
 ② 再登校の場合でも、私服で登校しない。（制服、体育着、ジャージ、部活動着のいずれか）
 ※ 再登校は、先生方が全員出張で校外に出るか、ある学年のみが午後の授業カットにより他学年が午後の授業等を行っている場合、会議や研修会等で顧問がつかない時のみ。

(6) 登校時間、下校時間について

【登校】①原則 7:20 より前に学校敷地内に入らない。

②部活動の朝練習開始は 7:30 以降とする。

③8:20 には教室に入り、朝読書・朝学習を始める。8:25 以降の登校は遅刻になる。

※朝読書、朝学習は静かに整然と進める。落ち着いた学校生活の始まりを意識する。

【下校】①基本の生活時程では、5校時の日は 14:45、6校時の 15:45 とする。

②最終下校時間（部活動や係、委員会活動等）は原則 18:00 とし、6/1～1 学期終業式までは 18:30 とする。

(7) 保健室の利用

①原則、1 日 1 回 1 時間とし、静かに過ごす。

(8) 小学校への訪問

①原則、16:00 以降とする。使用不可の日もあるので小学校のルールや都合に従う。

②受付名簿に記名する。

③小学校の教職員の許可をとる。

④注意を受けることがあったら素直に従う。

⑤使用後は後片付けをしっかりと行う。

⑥小学生の遊ぶ場所を「借りて」遊ばせてもらっていることを忘れない。

⑦小学生への配慮を忘れずに、絶対に小学生にケガをさせない。

※コロナ禍の現在は小学校施設の使用は禁止。

(9) 交友・校外生活

①生徒どうしだけの外泊は禁止とする。また、保護者不在の友人宅への出入りも禁止とする。

②外出時は保護者に行き先を伝え、安全には十分気をつける。

③公共の場、公共施設では、ルールやマナーを守る。

④生徒手帳は常に携行する。

⑤他校には絶対に行かない。（学校公開や学校行事等）また、他校生との距離感に気をつける。

* 18:00 以降の生徒だけの繁華街等への出入りは、都の条例で禁止されています。

(10) 購入品

①ボタン、校章など学校で購入できるものもある。必要な場合は先生に声をかける。

②学校に在庫がない場合は、店頭で購入する。

※紳士服のコイソ・ボタン / マルミスポーツ・校章

(11) 住所や電話番号等の変更

①担任から「住所等変更届」もらい、速やかに提出する。

②「生徒指導資料」や「緊急時関係調査」も必要に応じて訂正する。

(12) 水筒の持参について（H28 年度生徒総会にて決定）

①年間通して持参可です。

②体育大会練習時、暑い日の体育授業時、部活動時以外は自分のバックの中で管理します。

③使用時間は、休み時間、部活動時、給食中、体育大会練習時、暑い日の体育の授業時です。

④中身は、水、緑茶、麦茶、スポーツドリンクです。

⑤ペットボトルは使用不可です。また、回し飲みも禁止です。

些細な変化や気になることがあれば、学校や担任に連絡してください。（平日 8:15～16:45）

東中学校 TEL (558) 1125

5 新型コロナウイルス感染症対策（生徒への指導事項）

「東中スタイル with コロナ」の大原則（目的）

- 1 命と安全が最優先！感染の徹底的予防を図る。
- 2 自分や周囲（家族等も含めた）の体調管理や健康管理を図る。
- 3 新型コロナウイルスを畏れながらも、悲観せず、学習と「生徒主体」の学校生活の両立を図る。

1 登校前

- (1) 検温を徹底し、保護者と学校で健康状態を把握する。
- (2) 発熱、咳、倦怠感等、体調の悪さを少しでも感じた時は、迷わず欠席する。（出席停止扱い）
- (3) 家を出る時は、手洗い・消毒をする。

2 登下校

- (1) 複数名で登下校する時は、大声での会話を避け、ソーシャルディスタンスを意識する。
- (2) ソーシャルディスタンスを意識し、道に広がらないように気をつける。
- (3) 交通事故には十分に気をつける。

3 登校後

- (1) 昇降口や各フロアの水道で手洗いを行う。
- (2) 読書や朝学習を行う。
- (3) 検温を忘れた人は、廊下や空き教室等で検温を行う。
- (4) 朝学活終了後から東中スタイルを心がけながら、通常の生活に入る。

4 授業中

- (1) 不要な会話は避ける。
- (2) 原則、換気を行う。

5 休み時間

(1) トイレ

- ・不要な出入りや滞在は厳禁とする。

(2) 水道

- ① クラス指定の蛇口を使用する。
- ② 蛇口は下を向けたままにする。上に向けること禁止とする。
- ③ うがい、よく手洗いをした掌に水をすくって行う。周囲への飛散に注意する。
- ④ 冷水機は、使用禁止とする。水分補給は水筒を持参して行う。

(3) 廊下・階段

- ① 廊下・階段の通行は、左側通行を原則とする。片側通行となるので通行を妨げない。
- ② 教室移動の際は、時間に余裕を持って行動する。
- ④ 特別教室等に入室する際は、入室前に手洗いを行う。

(4) 教室内

- ① 休み時間中は換気を徹底する。授業中も可能であれば、原則、換気する。
※窓側の席の人は校庭側、廊下側の席の人はドアや壁上の開閉に協力してください。
- ② 大声や近距離での会話は控える。
- ③ 人の物にむやみに触れない。教科書等の貸し借りも原則禁止。

(5) 体育の授業時の更衣

- ① 更衣場所は、当面の指定の場所とする。
- ② 体育着・ジャージ登校になっても、体調管理の観点から原則、更衣する。

(6) 保健室の利用

- ①不要不急の利用は禁止とする。
- ②緊急の場合は本校舎2階調理室も保健室として使用します。詳細は、「ほけんだより」で確認する。

(7) 図書室の利用

- ①当面の間、学年クラス別の利用とする。 ②椅子の使用も可とし、室内で読書することも可とする。
- ③入室人数に制限は設けない。 ④大声や近距離での会話は控える。 ⑤入室の前後は、必ず手洗いをを行う。

(8) 昼休みの校庭の利用

- ①学年ごとに定められた場所を使用する。 ②近距離での会話は避け、密にならないように体を動かす。
- ③予鈴で手洗い・うがいをし、5時間目の授業に遅れないようにする。

6 給食

- (1) 4時間目終了後は、座席を立たずに待機し、ランチョンマットを敷き待機する。運搬係は配膳室へ。
- (2) 給食委員の指示で2班ずつ動きます。①手洗い、②配膳待ち、③待機の3ローテーションとなる。
- (3) 配膳を担当する係は、エプロン、三角巾、マスクは必須とする。
- (4) 配膳を担当する係は、配膳前に廊下で消毒を行う。
- (5) 消毒液は各教室に設置してある物を使用する。
- (6) 配食の際は、会話を控える。
- (7) 黙食は必要とはしないが、大声での会話を控える。

7 追加での指導・共通理解事項

- (1) 特別教室に加え「少人数授業」や「保健」の授業で使用する教室への入室前後は手洗いを徹底する。この際の「手洗い」は、原則、クラス指定の水道を使用する。(＝教室移動の前と教室移動の後に手洗いをする。)
- (2) 体育授業後は、原則、「活動場所周辺の水道(校庭・体育館・校舎1階)」で手洗いをする。
- (3) 15:50(14:50)から一斉に校内の消毒を行うので、学活・清掃後は、教室や廊下に残らず、速やかに校舎から出る。部活動や係・委員会活動、補習等で校内に残る場合は、定められた活動場所に速やかに移動し、決められた場所以外には行かないこと。その際、使用するトイレや水道は、活動場所の最寄りの場所のみとする。
- (4) 各学年の教室においてある「消毒液」は丁寧に扱う。容器もアルコールも不足しています。
- (5) マスクはゴミ箱に捨てない。またティッシュ等もビニール袋を持参し、原則持ち帰りとする。
- (6) 消毒液や除菌シートの持参可。自己管理。扱い方注意。貸し借り禁止。
- (7) 服装について体育の授業がない日は「標準服」、体育の授業がある日は「体育着・ジャージ」で登校する。
ただし、指定日は「標準服」または「体育着・ジャージ」で登校し、登校した服装で1日過ごす。
※指定日とは、儀式日や定期考査日、行事日のことを指す。

8 部活動時の原則

部活動時の原則

- (1) 活動時の人数制限 (2) 更衣時の3密回避 (3) 活動場所以外の立ち入り制限
- (4) 週休日等の健康チェック (5) 食事の際は、一定の距離を確保し飲料の回し飲みは禁止
- (6) 個別の判断での参加(連絡の徹底)
- (7) 日曜休み (8) 校外活動時の同意書の提出【各主催団体の指示に従う】

9 清掃

(1) 清掃

- ①各担当箇所を班員で分担し、各自終了ごとに担当教諭に報告し、OKで下校。(コロナ対応)
- ②各担当場所の分担は、清掃担当教諭が行い、各クラスで分担表を作成する。

「東中スタイル with コロナ」感染症基本行動6 か条

① マスク着用の有無

学校生活においても、個人の判断となりますが、個人の判断は、自分個人だけでなく、周囲の状況や、周囲に持病のある人がいるかもしれないということも含めて判断することが求められます。
また、必要に応じて着用を求めることもあります、そのときには、お知らせします。

② 3つの「密」を徹底的に回避するための換気と距離の確保

- ・不要な会話は避ける。
- ・授業中や休み時間は換気を行う。
- ・大声や近距離での会話は控える。

③ 正しいタイミングと正しい方法での手洗いを徹底

- ・登校時、給食前後、体育の授業後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後などは手洗いをする。
- ・石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流す。
- ・清潔なタオルやハンカチ等で水をよく拭き取る。

④ 消毒の徹底

- ・アルコール消毒液を使って手指消毒をする。
- ・15:50(14:50)から校内の一斉消毒を行うため、清掃後は速やかに下校する。

⑤ 健康観察の徹底

- ・登校前等には検温を行い、自らの健康状態を把握する。
- ・発熱、咳、倦怠感等、体調の悪さを少しでも感じたときには欠席する。(欠席扱いとはならない)

⑥ 必要な持ち物

- ・清潔なタオルやハンカチ・ティッシュ
- ・(必要に応じて)マスク
- ・(必要に応じて)マスク保管用の清潔なビニールやケース等